

返戻金制度

退社時期	返還する紹介料に対する割合
入社から 1 ヶ月未満の場合	紹介料の 8 0 %
入社から 2 ヶ月未満の場合	紹介料の 5 0 %
入社から 3 ヶ月未満の場合	紹介料の 3 0 %
①紹介料が「理論年収」の 1 0 % 以下の場合 ②日々紹介その他、1 時間あたりあるいは 1 日 あたりの紹介料、又は時給あるいは日給に対する割合により紹介料を定めた場合 ③求職者の 責に帰さない事由で退職した場合 ④採用日以前に派遣などの形態での職務遂行経験があった場合は適用しません。	

許可番号 2 8 - ユ - 3 0 1 3 7 2

事業所の名称及び所在地

株式会社 S T A F F I N N O V A T I O N

代表者 代表取締役 大東 義男

神戸市中央区磯辺通四丁目 1 番 8 号 ITC ビル 1005